

京都市告示第 497号

平成15年10月10日京都市告示第295号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の一部を平成18年3月1日から次のように改正します。

平成18年1月25日

京都市長 榊本 頼兼

「

崇仁市営住宅	第41棟		0.7816
	第(M)1棟		0.9316

」

を

「

崇仁市営住宅	第41棟		0.7816
	第51棟		0.9316
	第(M)1棟		0.9316

」

に改める。

(都市計画局住宅室住宅管理課)